

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

デフスポーツ・サポーター制度規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会（以下「本委員会」という。）が行うデフスアスリートへの支援やその競技環境の向上及びデフスポーツの発展を目指す取り組みに賛同するサポーターに関し、必要な事項を定めるもののほか、その登録料や寄付金等の配分について必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 本委員会は、本規程第1条に規定する目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会やサポーターからの期待に相応しい運営にあたらねばならない。

2 サポーターや社会からの信頼性向上及び透明性とガバナンスの確保のため、本委員会が別に定める寄付金等取扱規程第8条2に基づき、本制度の会計等を公開しなければならない。

(サポーターの資格と登録)

第3条 サポーターとは本制度の目的に賛同し、所定の手続により登録をした個人又は法人もしくは団体をいう。

2 登録にあたっては、所定の申込書を用いて手続を行うこととする。

3 本委員会は申込書を受理し、申込書の所定の記載項目、同意項目等を充足及び登録料の納入が認められたときは、本委員会が別に定める登録証を交付する。

(登録料年度と登録料区分)

第4条 サポーターの登録料年度は毎年1月から12月を1年度とする。

2 サポーターの登録料区分（年度額）は、個人 3,000 円/口、民間団体 30,000 円/口、企業・法人 100,000 円/口とし、いずれも複数口での登録も可能とする。

3 納入された登録料は、本委員会が別に定める寄付金等取扱規程第4条（2）特定寄付金として取り扱うものとする。

(登録料の使途)

第5条 納入された登録料については、本委員会が別に定める寄付金等取扱規程第5条第3項に基づいて、次項に定める使途に使用するものとする。

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

2 登録料の使途は次の各号に掲げる所定の事業に使用する。

- (1) デフスポーツの啓発、普及
- (2) スポーツ手話通訳者等の育成
- (3) 全国ろうあ者大体育大会（夏季・冬季）開催
- (4) デフリンピックやアジア大会等、国際大会への選手団派遣
- (5) その他、本委員会がデフスポーツの発展のために、特に必要と認めるもの

(退会)

第6条 サポーターは、本委員会が別に定める方法により、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、これを除名する。

- (1) 違法行為又は著しく反社会的な行為を行うなどサポーターとしての適性を欠くと認められるとき
- (2) 本委員会の名誉を著しく毀損、又は信用を失わせる行為があったとき
- (3) 本委員会及びサポーター制度の事業を妨げ若しくは妨げようとし、又は不正な行為を行ったとき
- (4) 本委員会が別に定める反社会勢力への対応に関する規程第2条に該当する個人又は法人もしくは団体であったとき

2 本委員会において、サポーターの除名が審議されるときは、当該サポーターに対して弁明の機会を与えなければならない。

(サポーター資格の喪失)

第8条 サポーターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は解散もしくは消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(登録料の不返還)

第9条 サポーターがその資格の喪失の前に納入した登録料については、これを返還しない。

(個人情報の保護)

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

第 10 条 本委員会の委員、職員及び関係者等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(会計)

第 11 条 本制度の会計については、全日本ろうあ連盟の会計規則に基づく。

(会計年度)

第 12 条 本制度の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、本制度創設初年度は 1 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(予 算)

第 13 条 本制度の事業計画に伴う収支予算案は、本委員会において作成し、連盟理事会の承認を得ることを要する。

(決 算)

第 14 条 本制度の収支決算案は、本委員会において作成し、連盟理事会の承認を得ることを要する。

(改廃)

第 15 条 本規程の改廃は、本委員会の決議を経て一般財団法人全日本ろうあ連盟理事会の承認を得るものとする。

附則

本規程は令和 2023（令和 5）年 1 月 1 日より施行する。